

(整理番号 18)

福島地方最低賃金審議会

本審議会

第

回

議事要旨

自動車小売業最低賃金専門部会

第

2

回

議事録

公開・非公開

開催日時	令和4年10月12日(水)9時30分～11時30分		
場所	福島合同庁舎 3階共用会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 1人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	福島県自動車小売業最低賃金改正に係る金額審議		
議事要旨・議事録	1 金額審議 (1) 労働者側主張 ・ 新車の供給不足は続いているが、受注契約はあり今後登録は増える予想であり、中古車も新車同様に高値での取引となっている。一方、中古車需要増により整備が必要な状況で整備士が不足しており、また、営業や事務職の自動車保険の加入促進等のため仕事量が増えており、賃金が見合っていないとして離職や転職者が増加している。 ・ 地賃と同じ引き上げ率 3.62%の(時間額 894 円×3.62%) 32 円引き上げ、926 円を提示。(1回目) ・ 地賃との優位性、業務と賃金が見合っていないこと及び物価高騰などの根拠より 31 円引き上げの 925 円を提示。(2回目) ・ 継続審議としたい。 (2) 使用者側主張 ・ 新規登録台数は前年に比して減じており、右肩下がり状況。中古車の販売実績は良いが新車販売の利益率が大きいため、今後の新車の値上げや販売受注を受けていても先行きは不透明。労働者側が主張する地賃との優位性、業務内容と賃金が見合わないこと及び物価の高騰は賃金を上げる理由にはならないと主張。 ・ 令和4年賃金改定状況調査結果第4表 卸・小売業Dランクが1.8%上昇であることから、時間額 894 円×1.8%=16.1 円 17 円引き上げの 911 円を提示。(1回目) ・ 賃金改定状況調査結果第4表 卸・小売業Dランク女性 2.7%上昇より、時間額 894 円×2.7%=24.1 円 25 円引き上げの 919 円を提示。(2回目) ・ 継続審議としたい。		

(3) 公益委員見解

労働者側に、使用者側からの根拠に対する意見にも考慮し、双方の更なる歩み寄りのための検討を依頼。